

家庭医療後期研修プログラム責任者協議会に関する細則

2012年10月28日制定

2015年3月29日改定

2017年3月26日改定

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会専門医・認定医認定制度要綱を施行するにあたり、後期研修プログラム責任者協議会に関する要綱第8条の運用に必要な細則をここに定める。

(名称)

第1条 本会は日本プライマリ・ケア連合学会家庭医療後期研修プログラム責任者協議会（略称：プログラム責任者協議会）と称する。

(会の目的)

第2条 本会は、本学会認定家庭医療後期研修プログラムの責任者が、プログラム相互の交流を図り、その成果をもってプログラムの改善および発展に寄与すると共に、プログラムで研修を受ける専攻医の資質向上を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 本会は全会員が参加する全体会と、地域ごとの会員が参加するブロック会で構成される。ブロック会は地域により次の8つに区分される。

- (1) 北海道ブロック（北海道）
- (2) 東北ブロック（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島）
- (3) 関東甲信越ブロック（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・長野・新潟）
- (4) 中部ブロック（富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知・三重）
- (5) 近畿ブロック（滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山）
- (6) 中国ブロック（鳥取・島根・岡山・広島・山口）
- (7) 四国ブロック（徳島・香川・愛媛・高知）
- (8) 九州ブロック（福岡・佐賀・長崎・大分・宮崎・鹿児島・沖縄）

(会員資格)

第4条 要綱第8条第2項により本会の会員は認定された全てのプログラム責任者とする。

2 プログラム責任者が会議に出席できないときは、プログラム内の本学会会員が代理出席することができ、その際は本学会会員と同様の発言・議決権を持つ。

(プログラム責任者協議会代表)

第5条 本会に代表を1名置く。代表はブロック会責任者の互選によって選出される。ただし、代表は本学会の理事でないものとする。

2 本会の代表の任期は次期理事選任後最初の本会議までとする。再任を妨げない。

(ブロック責任者)

第6条 各ブロック会のプログラム責任者から1名のブロック責任者を選出する。必要に応じて1名のブロック副責任者を選出する。

2 ブロック責任者の任期は次期理事選任後の最初の本会議開催までとする。再任を妨げない。

(全体会の活動)

第7条 全体会は次の活動を行う。

- (1) 各ブロック間でのプログラム実施状況に関する報告と情報の共有をする。
- (2) セミナーやワークショップ等を開催することができる。
- (3) 後期研修プログラムの認定と運営、専門医制度などに関する協議と提言を行うことができる。
- (4) 医学生・臨床研修医へのアピール活動を行う。

(ブロック会の活動)

第8条 ブロック会は次の活動を行う。

- (1) プログラムを相互に形式的に評価することによってその改善に努める。
- (2) プログラム実施状況に関する報告やその他の情報の共有など、プログラム向上のための支援を行う。
- (3) 指導医や専攻医の交流などの活動を行う。
- (4) 各ブロック内、あるいは複数のブロック合同でセミナーやワークショップを開催する。
- (5) 医学生・臨床研修医へのアピール活動を行う。

(会議)

第9条 全体会およびブロック会の会議の議決は、出席者（代理出席者を含む）の過半数の賛成をもって可決とする。可否同数の場合は代表（ブロック会ではブロック責任者）が決する。

(予算)

第10条 全体会の活動に必要な費用は、本学会の予算により賄う。

2 ブロック会の活動に必要な費用は、ブロック支部において協議し手当てする。

(改訂)

第11条 この細則は、理事会の承認により改定できる。

附則

この細則は2012年10月28日から施行する。

この細則は2015年3月29日から施行する。

この細則は2017年3月16日から施行する。